

事 務 連 絡
令和6年1月10日

各都道府県消防防災主管部（局）御中

消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課
消防庁国民保護・防災部地域防災室

令和6年能登半島地震で救助活動等に従事した消防職団員の
惨事ストレス対策等について

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震への対応として、石川県内の消防本部の消防隊・救急隊等をはじめ、各都道府県から派遣された緊急消防援助隊等、多数の消防職団員による連日連夜の懸命な救助活動等が行われているところであります。このような大規模災害においては、活動にあたった消防職団員の惨事ストレスが危惧されるところです。

今般、【別添1：「令和6年能登半島地震による災害復旧業務に従事する職員の健康管理・安全衛生について」（令和6年1月9日付け総行安第1号総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長通知）】のとおり、自治行政局公務員部安全厚生推進室から通知があったこととお知らせするとともに、【別添2：惨事ストレスに関する資料】を送付します。各都道府県消防防災主管部（局）の担当者におかれましては、消防本部及び消防団の事務を所管する市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）（以下「消防本部等」という。）に対し、今回の地震に係る救助活動等に従事した消防職団員の身体的・精神的ケアに十分留意していただきますよう周知願います。

また、令和6年2月上旬を目途に、緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する要望調査を実施する予定ですが、派遣要望等のご相談は随時受け付けておりますので、以下の問合せ先までご連絡ください。消防庁への連絡は消防本部等から直接行っていただいても結構です。【別添3：緊急時メンタルサポートチームに関する資料】を送付しますので参考にしてください。

【消防職員に関すること】

消防庁消防・救急課

職員第一係 松本・布施

電 話：03-5253-7522

E-Mail：shokuin@soumu.go.jp

【消防団員に関すること】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

消防団係 山下・牛村

電 話：03-5253-7561

E-Mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

総行安第1号
令和6年1月9日

関係県総務部長 殿
(安全衛生担当課・市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

令和6年能登半島地震による災害復旧業務に従事する職員の
健康管理・安全衛生について

この度の令和6年能登半島地震により被災された地方公共団体におかれては、一日も早い復旧等に向けて多大な御尽力をされていると承知しています。

災害対応や復旧・復興業務に従事する職員は、十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルスに不調をきたすことが懸念されることから、交代制による休養の取得など、特に災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただくよう、「令和5年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等に従事する職員の健康管理・安全衛生について」(令和5年5月23日付け総行安第30号)(別紙1参照)において助言しているところです。

つきましては、下記を参照の上、地方公務員共済組合が職員等向けに設置しているメンタルヘルス等に係る相談窓口の活用について職員に周知していただくとともに、(一財)地方公務員安全衛生推進協会(以下「安衛協」という。)が各地方公共団体の職員(他の地方公共団体からの応援職員を含む。)や人事・安全衛生等担当者を対象に実施している各種メンタルヘルス対策事業について積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

併せて、貴県内の関係市町村(指定都市を含む。)及び一部事務組合等にも、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1. 地方職員共済組合(県職員)のメンタルヘルス等に係る相談窓口(職員向け)※

○ 地共済こころの健康相談窓口(電話・WEB・面談カウンセリング)

<URL> <https://www.chikyosai.or.jp/division/welfare/call/03.html>

<TEL> 電話カウンセリング専用：0120-7832-24(24時間年中無休)

面談予約専用：0120-7834-12(月～金：9時～21時、土：9時～16時、
日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

※組合員(職員)のみならず、配偶者や被扶養者の方も利用できます。

(参考) 市町村職員に関するメンタルヘルス等に係る相談窓口については、別紙2を参照の上、各都道府県の市町村職員共済組合にお問い合わせください。

2. 安衛協による各種メンタルヘルス対策事業 (①は職員向け、②③は主に人事担当者・安全衛生担当者・福利厚生担当者向け)

- ① メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業 (各地方公共団体に臨床心理士等を派遣)
<URL> <http://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3>
<TEL> 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021 (安衛協企画課)
- ② メンタルヘルス対策サポート推進事業 (電話・メール等により実務面をサポート)
<URL> <http://www.jalsha.or.jp/schd/schd08>
<TEL> 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021 (安衛協企画課)
電話相談受付専用：03-5213-4310 (原則月曜・木曜の10時～16時 (12時～13時を除く)、祝日・年末年始を除く)
- ③ 安衛協が主催する各種研修会・セミナー等
<URL> <http://www.jalsha.or.jp/schd/schd01>
<TEL> 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021 (安衛協研修課)

3. 上記の他に利用可能な職員向けのメンタルヘルスに関する相談窓口

- ① こころの耳 (厚生労働省)
<URL> <https://kokoro.mhlw.go.jp/agency/>
<TEL> 0120-565-455 (月曜・火曜の17時～22時、土曜・日曜の10時～16時、祝日・年末年始を除く)
(電話相談の他に、SNS相談及びメール相談 (24時間受付可) がある。)
- ② こころの健康相談統一ダイヤル (厚生労働省)
<URL> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seika_tsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html
<TEL> 0570-064-556
(全国共通の電話番号を設定しており、当該番号に電話をかけると、電話をかけた所在地の公的な相談窓口につながる。受付時間等は地方公共団体により異なる。)

(連絡先)

安全厚生推進室安全厚生係

担 当：板垣、別所

T E L：03-5253-5560 (直通)

E-mail：anzenkousei01@soumu.go.jp

総行安第 30 号

令和 5 年 5 月 23 日

各都道府県総務部（局）長
（安全衛生担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（安全衛生担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

令和 5 年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等
に従事する職員の健康管理・安全衛生について

平素より、地方公務員の健康管理・安全衛生の推進にご尽力いただいております、心から感謝申し上げます。

さて、例年、梅雨期及び台風期においては、局地的大雨や集中豪雨により、多数の人的被害や住家被害が発生する危険性が高まります。また、大規模地震は時期を問わず発生し、甚大な被害につながるおそれがあります。これらの大規模災害が発生した場合、被災地方公共団体においては、災害対応や復旧・復興業務に従事する職員が十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことが懸念されます。

そのため、災害発生時の職員の健康管理・安全衛生については、各任命権者において十分に御配慮されることと存じますが、交代制による休養の取得など、特に災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただきますようお願いいたします。

その際、下記の地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）が職員等向けに設置しているメンタルヘルス等に係る相談窓口や、（一財）地方公務員安全衛生推進協会（以下「安衛協」という。）が各地方公共団体の職員（他の地方公共団体からの応援職員を含む。）や人事・安全衛生等担当者を対象に実施している各種メンタルヘルス対策事業の活用も効果的であるため、日頃から関係職員に対して周知いただき、特に、災害

発生時においては積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

記

1. 地方職員共済組合（県職員）のメンタルヘルス等に係る相談窓口（職員向け）※¹

○ 地共済こころの健康相談窓口（電話・WEB・面談カウンセリング）

<URL> <https://www.chikyosai.or.jp/division/welfare/call/03.html>

<TEL> 電話カウンセリング専用：0120-7832-24（24時間年中無休）

面談予約専用：0120-7834-12（月～金：9時～21時、土：9時～16時、
日曜・祝日・12/31～1/3を除く）

（参考）市町村職員に関するメンタルヘルス等に係る相談窓口については、各都道府県の市町村職員共済組合にお問い合わせください。

2. 安衛協による各種メンタルヘルス対策事業（①は職員向け、②③は主に人事担当者・安全衛生担当者・福利厚生担当者向け）

① メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業※²（各地方公共団体に臨床心理士等を派遣）

<URL> <http://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3>

<TEL> 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021（安衛協企画課）

② メンタルヘルス対策サポート推進事業※³（電話・メール等により実務面をサポート）

<URL> <http://www.jalsha.or.jp/schd/schd08>

<TEL> 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021（安衛協企画課）

電話相談受付専用：03-5213-4310（原則月曜・木曜の10時～16時（12時～13時を除く）、祝日・年末年始を除く）

③ 安衛協が主催する各種研修会・セミナー等

<URL> <http://www.jalsha.or.jp/schd/schd01>

<TEL> 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021（安衛協研修課）

3. 上記の他に利用可能な職員向けのメンタルヘルスに関する相談窓口

① こころの耳（厚生労働省）

<URL> <https://kokoro.mhlw.go.jp/agency/>

<TEL> 0120-565-455（月曜・火曜の17時～22時、土曜・日曜の10時～16時、祝日・
年末年始を除く）

（電話相談の他に、SNS相談及びメール相談（24時間受付可）がある。）

② こころの健康相談統一ダイヤル（厚生労働省）

<URL> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seika_tsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html

<TEL> 0570-064-556

（全国共通の電話番号を設定しており、当該番号に電話をかけると、電話をかけた所在地の公的な相談窓口につながる。受付時間等は地方公共団体により異なる。）

※1 組合員（職員）のみならず、配偶者や被扶養者の方も利用できます。

※2 令和5年度メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業については、別紙1のとおり、安衛協より各地方公共団体に通知しています（令和5年3月15日付け安衛推協第30号安衛協理事長通知）。

※3 令和5年度メンタルヘルス対策サポート推進事業については、別紙2のとおり、地方公務員災害補償基金及び安衛協より各地方公共団体に通知しています（令和5年4月3日付け地基メ第2号・安衛推協第63号地方公務員災害補償基金理事長及び安衛協理事長通知）。

（連絡先）

安全厚生推進室安全厚生係

担 当：板垣、別所

T E L：03-5253-5560（直通）

E-mail：anzenkousei01@soumu.go.jp

安衛推協第 30 号
令和 5 年 3 月 15 日

地方公共団体の長 様
(安全衛生担当課扱)

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会
理事長 瀧上 俊 則
(公 印 省 略)

令和 5 年度メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業について

日頃より、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻発しており、地方公共団体職員は通常業務に加え、災害対応に当たらなければならない、その際に生じる強い精神的ストレス（惨事ストレス）により、心の健康を損なうことが懸念されています。

当協会では、大規模災害や特殊災害により職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等（以下「自治体」という。）に対し、メンタルヘルス対策支援（心のケア）を行うため、自治体からの要請に基づき臨床心理士等の専門員を派遣する事業を平成 27 年度から実施しております。

令和 5 年度についても、引き続き下記のとおり実施いたしますので、ご活用ください。

記

- 1 要請期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで
(専門員派遣は、令和 6 年 2 月下旬までを予定)
- 2 対 象 大規模災害や特殊災害、新型コロナウイルス対応等により惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等
(災害発生年度に限らず、後年度の利用も可能です。)
- 3 費 用 無料（講師派遣に係る謝金・旅費は無料、会場利用料等は自治体負担)
- 4 要請方法 事前に電話又はメールにてお問い合わせいただいた上で、実施希望日の 1 か半月前までに要請書を提出してください。支援日程を調整し、支援の決定を行います。
(要請書は当協会ホームページ <https://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3> からダウンロードしてください。)
- 5 留意事項 支援については、派遣の必要性を審査の上、決定しますので、要請書提出の際は、惨事ストレスの発生が危惧される状況がわかる資料（災害の概要等）を添付してください。
- 6 派遣実績 令和 4 年度：1 団体、令和 3 年度：3 団体、令和 2 年度：3 団体

〔問合せ先〕 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課
〒102-0083 東京都千代田区麹町 3 丁目 2 番地 垣見麹町ビル
電話：03-3230-2021 FAX：03-3230-2266

地 基 メ 第 2 号
安 衛 推 協 第 6 3 号
令 和 5 年 4 月 3 日

各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 一 部 事 務 組 合 等 の 長
各 地 方 独 立 行 政 法 人 の 理 事 長

} 殿

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金
理 事 長 馬 場 竹 次 郎
(公印省略)

一 般 財 団 法 人 地 方 公 務 員 安 全 衛 生 推 進 協 会
理 事 長 瀧 上 俊 則
(公印省略)

令和5年度メンタルヘルス対策の支援事業の実施について

メンタルヘルス対策は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により事業者の責務とされており、また、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）により、新たにストレスチェックの実施等が事業者の義務とされ、地方公共団体等の各任命権者等において適切なメンタルヘルス対策の実施が求められているところです。

さらに、地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者は、増加が続いており10年前の約1.6倍、15年前の約2.0倍となっており(*)、これを抑制するためにも、各地方公共団体が職員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが必要です。

メンタルヘルス対策を実施し職員の心の健康を保つことは、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるようになることに加え、公務災害の防止にもつながり、ひいては住民に対する質の高い行政サービスを提供することにもつながるものと考えられることから、本年度におきましても、職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けの相談窓口を設置する等により、地方公共団体等のメンタルヘルス対策を支援することとしました。

つきましては、別添のとおり、事業概要を送付しますので、積極的に活用いただけますようお願いいたします。

* 令和3年度地方公務員健康状況等の現況

(令和4年12月 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会)

(別添1-1)

メンタルヘルス対策サポート推進事業(相談窓口設置・相談員派遣)

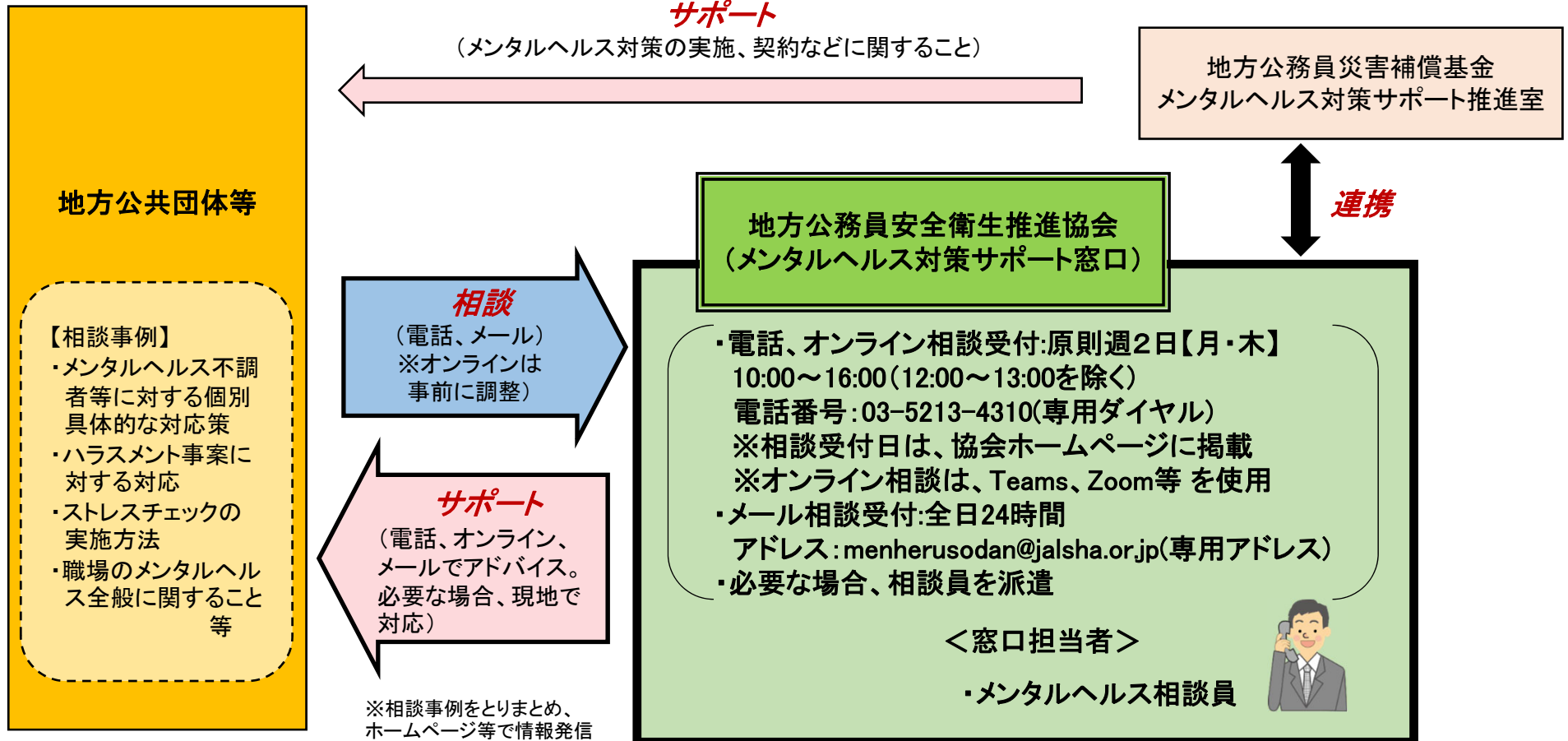
事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法、ストレスチェックの実施や個別の事案への対応方法も含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員(臨床心理士等)がアドバイスを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を地方公共団体等に派遣し、アドバイスを行う。

対象者

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員



(別添1-2) メンタルヘルス対策サポート推進事業の概要

1 窓口設置日 令和5年4月6日(木)

(1) 電話・Web(オンライン)相談受付

電話番号: 03-5213-4310(専用ダイヤル)

相談受付日: 原則週2日(月・木曜日)

受付時間: 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

※相談受付日は、別添1-3及び協会ホームページ

[「https://www.jalsha.or.jp/schd/schd08」](https://www.jalsha.or.jp/schd/schd08)にて御確認ください。

※Web(オンライン)相談は、Microsoft Teams、Zoom等を使用します。

(2) メール相談受付

アドレス: menherusodan@jalsha.or.jp(専用アドレス)

相談受付日、受付時間: 全日24時間

※電話・Web(オンライン)相談受付日以外の日に御相談いただいた場合でも、電話・Web(オンライン)相談受付日に電話又はメール返信により、回答します。

(3) 相談員派遣

窓口による相談内容等を踏まえ、必要な場合には、相談員を相談のあった団体へ派遣します。

2 対象者 地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

3 費用 無料

4 留意事項

(1) 相談は、臨床心理士等の専門のメンタルヘルス相談員が対応します。

(2) 電話・Web(オンライン)相談受付日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。

(3) 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人・団体の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例として協会ホームページ等で公開させていただく場合があります。

(4) なお、その他メンタルヘルス対策全般に関することについては、基金メンタルヘルス対策サポート推進室に御相談ください。

[お問い合わせ先]

地方公務員災害補償基金 メンタルヘルス対策サポート推進室

〒102-0093 千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8F

電話: 03-5210-1342 FAX: 03-6700-1764

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 企画課

〒102-0083 千代田区麴町3-2 垣見麴町ビル3F

電話: 03-3230-2021 FAX: 03-3230-2266

令和5年度 メンタルヘルス対策サポート推進事業に係る電話・Web(オンライン)相談実施予定日

※電話・Web相談は、カレンダーの日にちに○を付した日の10時～16時(12時～13時を除く)となります。

※メールによる相談は、専用アドレスにて全日24時間受け付けています。なお、電話・Web(オンライン)相談受付日以外の日に御相談いただいた場合でも、電話・Web(オンライン)相談受付日に電話又はメール返信により、回答します。

※窓口による相談内容等を踏まえ、必要な場合には、相談員を相談のあった団体へ派遣します。

※電話・Web(オンライン)相談受付日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。

令和5年 **4** April

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

令和5年 **5** May

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和5年 **6** June

日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

令和5年 **7** July

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和5年 **8** August

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和5年 **9** September

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

令和5年 **10** October

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和5年 **11** November

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

令和5年 **12** December

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和6年 **1** January

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和6年 **2** February

日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

令和6年 **3** March

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

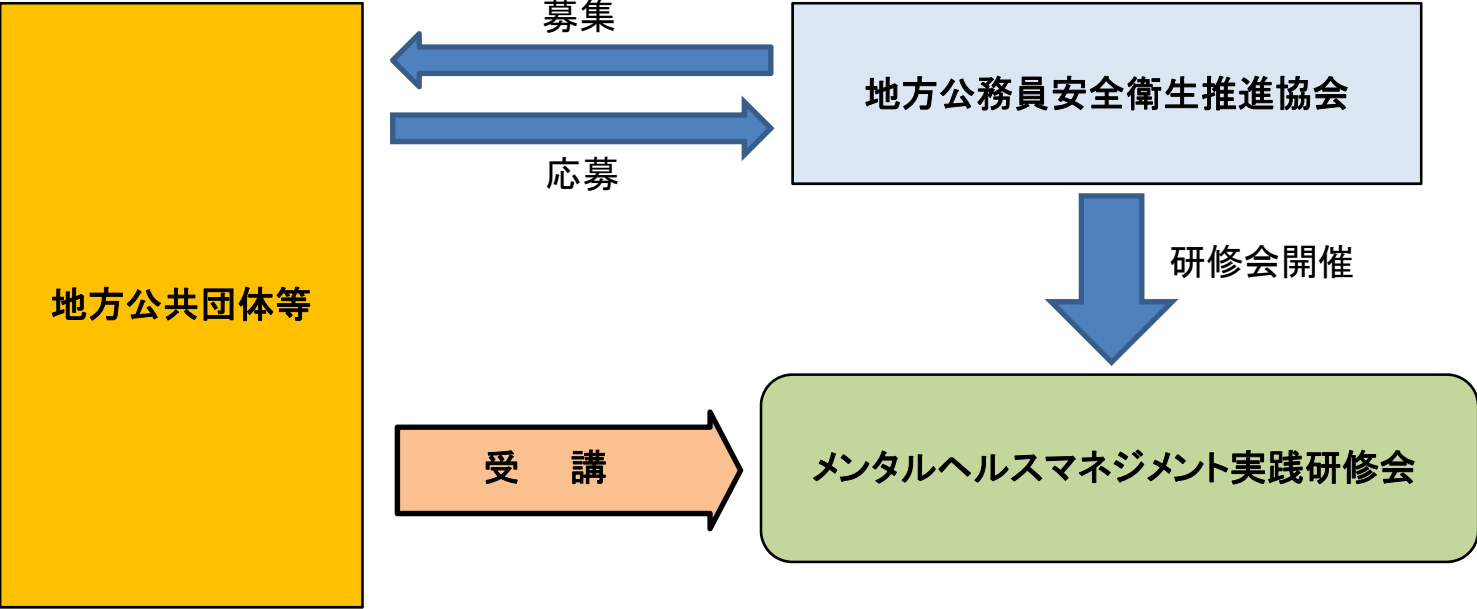
(別添2) 令和5年度メンタルヘルスマネジメント実践研修会について

事業概要

職場のメンタルヘルス対策を推進する上での必要な体制づくりや計画立案の方法、具体的かつ実
的な事例研究、カウンセリングの実習などを交えた内容の研修会を開催する。
【東京】6月15日(木)～16日(金)開催 定員100名、【大阪】10月12日(木)～13日(金)開催 定員100名

対象者

地方公共団体等の管理監督者、人事管理担当者、衛生管理者等職員



※地方公共団体等の安全衛生担当課等で、受講希望者を取りまとめるうえ、地方公務員安全衛生推進協会研修課あて申し込みください。
4月から募集開始し、申込締切は開催日の2週間前としておりますが、定員になり次第締め切りとなります。
申請書類等は、地方公務員安全衛生推進協会ホームページ(<https://www.jalsha.or.jp/schd/schd01/>)からダウンロードできます。

(別添3) 令和5年度公務災害防止対策セミナー市町村研修支援について

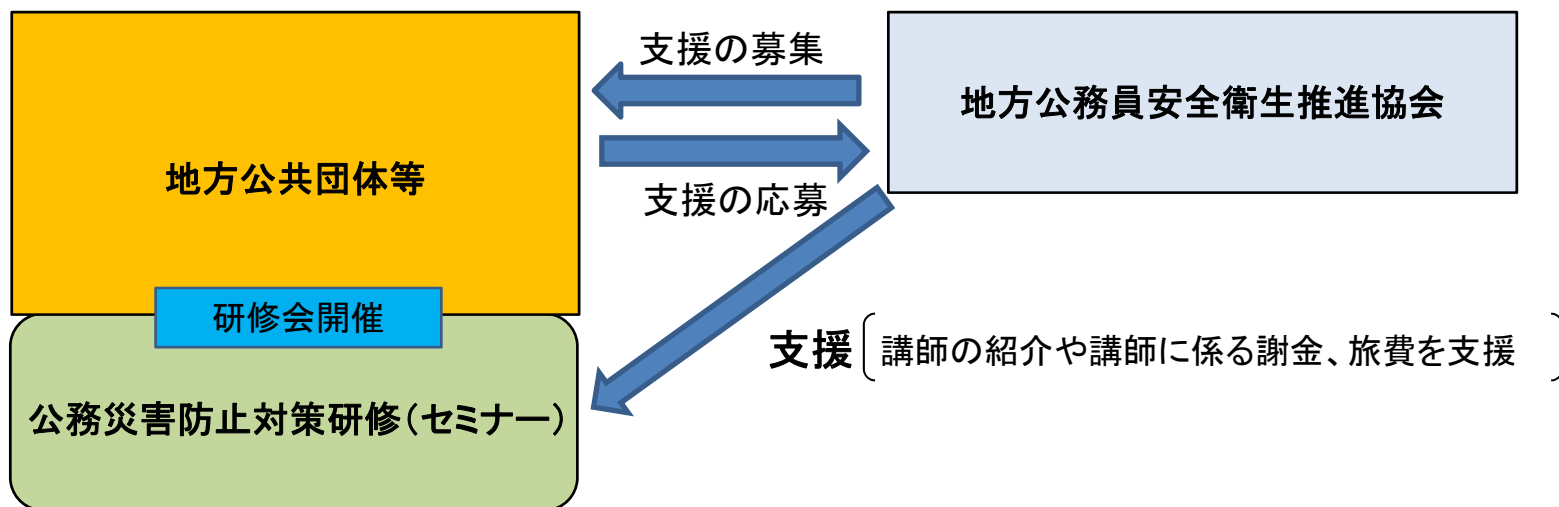
事業概要

市町村職員の公務災害の未然防止を目的として、地方公共団体等が実施する市町村職員対象のメンタルヘルス対策を含む公務災害防止対策研修等に対して、地方公務員安全衛生推進協会が講師派遣等の支援を行う(全国で概ね50件程度採択予定)。

支援対象研修

受講者数が概ね50人以上の次の研修を支援対象とする。

- ・都道府県の管内市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・都道府県の市長会、町村会及び管内市区町村職員を対象として研修を実施する公共的団体が、当該団体の構成市町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・市区町村が、当該市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修



※支援の募集は4月から受付を開始、6月から1月頃までに開催見込の研修をお申し込みください。

研修の受講者数は、概ね50人以上とし、支援希望団体が多数の場合は、地方公務員安全衛生推進協会の審査により決定します。

開催日、会場については、支援対象となった地方公共団体等において決定していただきます。

事業の詳細につきましては、地方公務員安全衛生推進協会研修課(03-3230-2021)までお問合せください。

各共済組合のメンタルヘルス等に係る相談窓口（職員向け）

共済組合名	相談窓口
新潟県市町村職員 共済組合	<p>○ファミリー健康相談（電話相談、WEB相談） 0120-911257 https://familycare.sociohealth.co.jp/ ※電話相談、WEB相談いずれも利用可能時間は24時間（年中無休）</p> <p>○メンタルヘルス相談室 http://www.kyousai-niigata.jp/hoken/11.html ※相談会場は新潟市、長岡市、上越市、佐渡市</p>
富山県市町村職員 共済組合	<p>○メンタルヘルスカウンセリング http://www.toyama-ctvkyo.or.jp/ ※対象者は組合員及び被扶養者 ※専門カウンセラーが、電話・WEB・面談でカウンセリング ※電話番号などについては、「共済だより」でご確認ください。</p>
石川県市町村職員 共済組合	<p>○こころの相談室 0120-926-738 http://www.kyousai-ishikawa.jp/health_index/health_a ※電話相談は9:00～22:00（年中無休）、WEB相談は24時間（年中無休）</p>
福井県市町村職員 共済組合	<p>○こころの健康カウンセリング https://www.fukui-kyosai.jp/health_index/health_a ※メンタルヘルスカウンセリング：9:00～22:00（年中無休） ※メンタルヘルス面談カウンセリング予約受付：平日は9:00～22:00、土曜日は9:00～16:00（日・祝祭日、12/31～1/3は休み）。 ※E-メールでも相談可能</p>

メンタルヘルス対策の 相談窓口をご活用ください

無料

地方公共団体等の**管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員向け**に、相談窓口を設置しています。

個々の職員への対応方法から、職場の体制づくりまで、メンタルヘルス対策に関する相談を幅広く受け付けています。

相談には、臨床心理士等の相談員が電話やWeb、メールでアドバイス等を行います。費用はかかりませんので、お困りの際には、一度ご相談ください。

相談例



ストレスチェックの結果を活用した**職場環境改善**に
取り組みたいの
ですが…

休みがちで、
元気がない
職員がいるのですが、
うつ病
にならないか心配です。
どうしたら？

療養休暇を
とっていた職員が
職場復帰するのですが
注意すべき点などは
ありますか？



職場でトラブルを
起こしがちな職員がいて
困っています。
どう対応したら
よいのでしょうか？

電話・Web相談

原則、週2日【月・木】
10:00～16:00
(12:00～13:00を除く)

専用ダイヤル

03-5213-4310

メール相談

全日24時間

原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

専用アドレス

menherusodan@jalsha.or.jp

対象者

ご利用者

地方公共団体等の

- 管理職員
- 人事・職員厚生担当者
- 衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

※メンタルヘルス不調者本人等は、対象としていません。

相談内容

こんな相談ができます

- メンタルヘルス不調者に対する対応方法
- ストレスチェックの実施方法
- メンタルヘルス対策全般
- ハラスメント事案への対応方法



相談方法

電話・Web相談



専用ダイヤル

03-5213-4310



協会HP

相談受付日は、当協会ホームページにてご確認ください。

ホームページURL <https://www.jalsha.or.jp/>

受付日及び時間

原則、週2日【月・木】 **10:00~16:00**
(12:00~13:00を除く)

※祝日や年末年始の前後等は、変更があります

メール相談



専用アドレス

menherusodan@jalsha.or.jp

受付日及び時間

全日24時間

※原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

相談内容を踏まえ、必要性が高い場合には、相談員を現地に派遣します。

注意事項

- 相談は、臨床心理士等のメンタルヘルス相談員がご対応させていただきます。メールによる相談は、原則、電話又はメール返信により、電話相談受付日に回答させていただきます。
- 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人・団体の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例等として当協会ホームページで公開させていただく場合があります。

メンタルヘルス対策支援専門員 をご活用ください。

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体（以下「自治体」という。）等に豊富な知識や経験をもつ臨床心理士等がお伺いし、個別面接や心の健康セミナーなどの支援を行います。

1

個別面接



2

心の健康セミナー



3

メンタルヘルスマネジメント支援

改善
提案

アドバイス

1 対象自治体

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される自治体からの要請に基づき、当協会があらかじめ登録した臨床心理士等を派遣し、自治体が行うメンタルヘルス対策を支援します。

一般のオフィスはもちろん、清掃、給食、水道、下水道、保育所、学校、交通、消防、病院など職種を問わずどこにでもお伺いします。支援専門員の派遣に係る費用は一切かかりません。

2 支援の内容

① 個別面接

個別面接により、職員の心の健康状況を見極め、サポートを必要とする職員に対しては相談窓口や医療機関等を紹介します。

※診療行為は行いません。

② 心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

職員の PTSD 反応への正しい知識と理解を高め、ストレス耐性を高めることなどを目的とした自治体の研修会等に講師を派遣します。

③ メンタルヘルスマネジメント支援

自治体の安全衛生管理担当者向けにメンタルヘルスマネジメント体制整備のアドバイス等を行います。

※「①個別面接」又は「②心の健康セミナー」と一緒に実施する事が条件となります。

3 支援事業の流れ

1 申し込み

自治体で支援を受けたい支援項目を選定し、当協会へ要請書を提出していただきます。

（個別面接や心の健康セミナーの対象者は、自治体で選定していただきます）

ホームページに掲載する要請書にご記入のうえ、お申し込みください。

<http://www.jalsha.or.jp/>

※応募団体多数の場合はお受けできないことがありますので、ご了承ください。

2 審査及び決定

要請内容を審査し、決定の場合は決定通知をお送りします。

3 事前打合せ

内容、日程、事前提出書類等について打合せを行います。

4 メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業の実施

専門員を派遣し、個別面接、心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）、メンタルヘルスマネジメント支援の実施

お問い合わせ ☎03-3230-2021

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課

○ 災害時に備えたメンタルヘルス対策

- 「令和5年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等に従事する職員の健康管理・安全衛生について」（令和5年5月23日付け総行安第30号）（抄）

例年、梅雨期及び台風期においては、局地的大雨や集中豪雨により、多数の人的被害や住家被害が発生する危険性が高まります。また、大規模地震は時期を問わず発生し、甚大な被害につながるおそれがあります。これらの大規模災害が発生した場合、被災地方公共団体においては、災害対応や復旧・復興業務に従事する職員が十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことが懸念されます。

そのため、災害発生時の職員の健康管理・安全衛生については、各任命権者において十分に御配慮されることと存じますが、交代制による休養の取得など、特に災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただきますようお願いいたします。

その際、地方公務員共済組合が職員等向けに設置しているメンタルヘルス等に係る相談窓口や、（一財）地方公務員安全衛生推進協会が各地方公共団体の職員（他の地方公共団体からの応援職員を含む。）や人事・安全衛生等担当者を対象に実施している各種メンタルヘルス対策事業の活用も効果的であるため、日頃から関係職員に対して周知いただき、特に、災害発生時においては積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

- 「災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策マニュアル」（令和3年3月地方公務員災害補償基金・地方公務員安全衛生推進協会策定）

災害時における 地方公務員の メンタルヘルス

対策 マニュアル



地方公務員災害補償基金

惨事ストレスに関する参考資料

1 惨事ストレス

～「消防職員の惨事ストレスの実態と対策の在り方について」（平成15年2月）より～

○惨事ストレスとは

人間は何らかの外的な要因により身体と同様に心にもさまざまな傷を負うことがあります。この心身に不快をもたらす要因をストレッサーと呼び、それが非常に強い場合には、心的な後遺症を残すことがあります、これを心的外傷（トラウマ）と呼びます。

トラウマへの反応として、うつ状態やアルコール依存などのほか、急性ストレス障害（ASD）や外傷後ストレス障害（PTSD）と呼ばれる症状群が生じることがあります。

ASDは、悲惨な状況や危険な状況に直面したことにより、感情の麻痺、現実感の消失及び注意力の減退などの強いストレス反応を生じ、その状態が2日から4週間持続する障害を言います。

PTSDは、ASDと同じ理由により強いストレス反応にさいなまれ、その状態が1ヶ月以上持続する障害を言います。

消防職員などの災害救援者は、凄惨な災害現場活動に従事することで、被災者と同様の強い精神的ショックを強いられる他、職業的責任により忌避できない立場や身の危険が脅かされることがあるなど、一般の被災者とは異なる心理的影響を受けます。こうした状況下での心理的な負荷を「惨事ストレス」（CIS）と呼んでいます。

○ストレス反応の発生

惨事ストレスによるストレス反応は、災害現場活動直後から症状として現れ（ASD）、おおむね3ヶ月程度で治まってくるPTSD急性型、3ヶ月以上続くPTSD慢性型、6ヶ月以上経過してから発症するPTSD遅発型などがあります。

そして、その症状はASD、PTSD共通で、身体的・精神的・情動的・行動的反応の大きく4つに分類することができます。これらの症状は時間の経過とともに回復することがほとんどですが、長引いたり、悪化したり、日常生活に影響が出る場合があるので、初期段階での対応が重要となります。

- ①身体的反応・・・呼吸・心拍数の増加、頭痛、下痢、発汗、不眠、食欲減退、頻尿など
- ②精神的反応・・・悪夢、入眠困難、想起困難、感情の麻痺、現実感の消失、注意力の減退、集中力の低下、侵入症状（忘れようとしていることが意に反して突然蘇える）、フラッシュバック（災害のことが現実のように再び蘇える）など
- ③情動的反応・・・不安、恐怖心、おびえ、怒り、悲嘆、無力感、罪悪感、悔恨など
- ④行動的反応・・・過度の活動性、落ち着きのなさ、深酒、過度の薬物利用（睡眠薬、精神安定剤、鎮痛剤等）など

これらの反応は、特殊なものでも異常なものでもなく、誰にでも起こり得るごく一般的な反応です。これを何事もなかったように隠したり、平気を装ったりすることは、かえって状態を悪化させるおそれがあります。

2 惨事ストレスを受けた職員の把握

安全管理の基本が消防職員一人ひとりの健康にあることは言うまでもありません。

心の病はとりわけ客観的な判断を下すことが困難と言われており、また、プライバシーの保護に対する配慮等、惨事ストレスを受けた職員の把握は容易ではありませんが、積極的な予見に努めることが重要です。

(1) 管理監督者等による把握

身近に存在する管理監督者や隊長が、職員の変化に気付くことも多くあります。変化を察知した管理監督者等が自己の判断のみで対処することがないように、プライバシーの保護に配慮しつつ、各消防本部の組織や健康管理スタッフ等の状況に応じた連絡体制を定め、早期に医学的見地からの適切な対応ができるようにすべきです。なお、こうした場合、本人の意思による自発的な回復への意欲が持てるように、本人の了解を求めることが原則です。

隊員のリスクの評価にあたっては、「隊長（上司）等からみたリスク評価のポイント」*にあるような行動が見られないか、聞き取りや観察を行うことが有効です。

***別紙1**として添付しています。

*「消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会報告書」（財）地方公務員安全衛生推進協会（平成18年3月）90ページ

(2) 自己診断による把握

職員自らが希望するときに、誰にも知られることなく、心の変化などを確認できるような自己診断の方法として、「惨事ストレスによるPTSD予防チェックリスト」*があります。

自己診断により一定レベルの結果が得られた場合は、自己解消法の励行やグループミーティングへの参加、あるいは専門機関、専門医への受診等を勧めることが重要です。

***別紙2**として添付しています。

*「消防職員の惨事ストレスの実態と対策の在り方について」消防職員の現場活動に係るストレス対策研究会（平成15年2月）117ページ

3 惨事ストレスの対策パターン（参考）

～「消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会報告書」（財）地方公務員安全衛生推進協会（平成18年3月）より～

※以下の項目は、消防本部において行われている対策等について列挙したものです。各消防本部の特性に合わせた対策づくりの参考としてください。

【惨事ストレスを感じる事案の発生】

（事例） ①悲惨、凄惨な場面での活動

②活動に困難性が伴い、命の危険を感じながらの救助活動

③未知の危険や、極度の不安、緊張感の伴う現場活動

④子供の死など、自分の家族を想起させるような場面

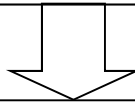
⑤救出した人の死、救出できなかった場合の無力感、罪悪感、自己嫌悪、責任感など

⑥同僚の負傷、殉職が発生した場合のいわゆる生き残り症候群や罪悪感など

⑦トリアージの必要な現場活動

⑧衆人環視の中での困難な救助活動

※ 必ずしも災害の規模が大きい場合にのみに限られない。

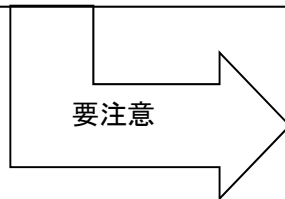


【帰署直後における惨事ストレス対応事例】

※ ストレス症状の有無の判断・ストレスの緩和を主な目的とする。

- ・ 惨事ストレスによるPTSD チェックリストによりセルフチェックを行う。
- ・ 帰署直後にグループミーティング（一次ミーティング）を実施する。
- ・ 帰署後や帰署途上に隊長等を中心としてコミュニケーションをとり、隊員の様子を判断する。
- ・ 通常業務を通じて隊長等が隊員の観察を行いストレスの状況を判断する。
- ・ 災害活動での体験や感じたことを自由に話し合い、ストレスを緩和する。また、自己のストレスの状態を正しく評価する。
- ・ 特に、職員の殉職や負傷等が発生した場合には、所属の保健師や産業医等の専門家等によるカウンセリングを実施する。

※ 職員の個々の判断に任せるのではなく、本部として対応方を定めておくことが重要である。



【その後の対応事例】

- ・ 隊長等による経過観察
- ・ セルフケアと職場での配慮・サポート

【その後の対応事例】

- ・ 所属の保健師や産業医等の専門家等によるカウンセリングを実施する。
- ・ 専門医療機関での受診
- ・ 緊急時メンタルサポートチームの要請
- ・ 悲惨な災害など実施基準やストレス状態を検討し二次ミーティングの実施*
- ・ 休暇の付与や職場環境の配慮

*** 専門的知識のない者が進行することは、かえって逆の効果を招くおそれがあると指摘されているので、注意が必要です。**

4 参考情報

○参考書籍等

- ① 「消防職員の惨事ストレスの実態と対策の在り方について」消防職員の現場活動に係るストレス対策研究会（平成15年2月）
- ② 「消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会報告書」（財）地方公務員安全衛生推進協会（平成18年3月）
- ③ 「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会報告書」大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会（平成25年3月）

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/sanji_stress/index.html

- ④ 「ご家族の皆さんにも知ってほしい 消防職員の惨事ストレス」総務省消防庁消防・救急課
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/tuchi2603/pdf/260307-pamphlet.pdf>

○参考になるホームページ

- ①国立精神・神経医療研究センター <http://www.ncnp.go.jp/>
- ②日本トラウマティック・ストレス学会 <http://www.jstss.org/>
- ③惨事ストレス関連ページ
・松井豊氏（緊急時メンタルサポートチームメンバー）の情報ページ
<http://www.human.tsukuba.ac.jp/~ymatsui/index.html>

隊長（上司）等から見たリスク評価のポイント

以下の項目は、職員が惨事ストレスを受けている、若しくは惨事ストレスを受ける可能性の高い行動や状況についてまとめたものです。隊長（上司）等の立場にある方は、以下の項目を参考にし、部下職員の観察に努めてください。また、以下の項目に該当すると思われる職員がいる場合には、その後の経過に配慮するなど、適切な対応が望まれます。

【普段の様子（災害前の個人的要因）】

- ・ アルコールやタバコに依存
- ・ 何らかの薬物に依存（睡眠薬、抗うつ剤など）
- ・ 友人が少ない・自分でため込むタイプである
- ・ 神経症やうつ症状の既往歴
- ・ 最近喪失体験（家族や親しい知人との死別等）があった

【災害現場において】

- ・ 急性ストレス反応は見られたか（身体症状（吐き気、動悸、ふるえ等）、過覚醒（強い興奮状態、強いいらだち）、解離（一次的な記憶喪失、見ている光景が現実的でない）
- ・ 死ぬような恐怖感を感じたか
- ・ 負傷したか

【災害後のミーティングにおいて】

- ・ 普段と違う行動や様子が見られる（発汗、貧乏揺すりなど）
- ・ 興奮状態が続いている（多弁、落ち着きのなさ、いらだち、批判、不適切な強い感情表出）・・・過覚醒
- ・ 記憶が曖昧な箇所がある・体験に現実味がない・・・解離
- ・ フラッシュバックや再体験（その時の様子を繰り返し夢に見る、その時の記憶が頭から離れない）に言及した・・・再体験
- ・ （多くの経験をしたはずなのに）語りたがらない・・・回避

【災害後のミーティング後に】

- ・ 個人的な接触を求める

【災害後の普段の様子】

- ・ 仕事が進まない、決断ができない
- ・ いつまでもこだわって帰れない
- ・ 仕事に出てこない

（参考資料：グループミーティングにおけるリスク評価のポイント（松井 豊 2005 惨事ストレス対策 東京消防庁デブリーファークラス養成研修資料））

惨事ストレスによるPTSD予防チェックリスト

このチェックリストは
消防職員が悲惨な災害現場活動等に従事したことに伴う
心理的影響を考える目安となるものです
災害現場活動終了後、1週間以内に実施するものとします
あなたが災害現場活動で自覚した症状に該当するものをチェックしてみてください

- 1. 胃がつかえたような感じがした
- 2. 吐き気をもよおした
- 3. 強い動悸^{どうき}がした
- 4. 身震いや痙攣^{けいれん}を起こした
- 5. 活動中、一時的に頭痛がした
- 6. 隊長や同僚の指示が聞こえづらくなったり、音がよく聞こえなくなった
- 7. 寒い日なのにおびただしい汗をかいた
- 8. 自分や同僚の身にとっても危険を感じ、その恐怖に耐えられるか心配になった
- 9. 活動中、見た情景が現実のものと思えなかった
- 10. とてもイライラしたり、ちょっとしたことでも気にさわった
- 11. わけもなく怒りがこみあげてきた
- 12. 現場が混乱し、圧倒されるような威圧感を受けた
- 13. 活動する上で、重要なものとそれほどでないものとの判断が難しくなった
- 14. 資機材をどこに置いたか全く忘れてしまい、思い出せなかった
- 15. 活動中に受けた衝撃が、数時間しても目の前から消えなかった
- 16. 活動が実を結ばない結果に終わり、絶望や落胆を味わった
- 17. とても混乱したり、興奮^{まひ}していて合理的な判断ができなかった
- 18. 一時的に時間の感覚が麻痺^{まひ}した
- 19. 目の前の問題にしか、考えを集中することができなかった

◇アドバイス◇

自覚した症状が3つ以下であった場合／心理的影響は少ないと思われます。

自覚した症状が4つ以上であった場合／その後の経過に配慮することが望めます。

自覚した症状が8つ以上であった場合／心理的影響が強く、何らかの対応が必要です。

(作成：消防職員の現場活動に係るストレス対策研究会)

緊急時メンタルサポートチームの概要

1 惨事ストレス対策

消防職団員は、火災等の大きな災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、このようなストレスを受けた場合には、身体、精神、情動又は行動にさまざまな障害が発生するおそれがあります。このようなストレスの問題は、消防機関にとっても比較的新しい問題であり、各消防本部では情報不足や専門家とのつながりが課題とされてきました。

消防庁では、平成13年12月に精神科医や臨床心理士等の専門家の協力を得て、この問題に関する対策の検討に着手して以来、全国の消防職員、消防本部、消防学校を対象とする大規模なアンケート調査を実施するなど研究を重ね、平成15年2月には、研究の成果を踏まえ、惨事ストレス対策のあり方について報告書にとりまとめました。

この報告書の提言を受け、消防庁では、惨事ストレスが危惧される災害が発生した場合、現地の消防本部等へ精神科医等の専門家を派遣し、必要な助言などを行う「緊急時メンタルサポートチーム」（以下、「サポートチーム」という。）を平成15年4月に創設して運用を開始しました。

なお、現在までに87件の派遣により、4,454名の消防職団員に対する派遣実績があります。
(令和6年1月1日現在)

2 サポートチームの派遣

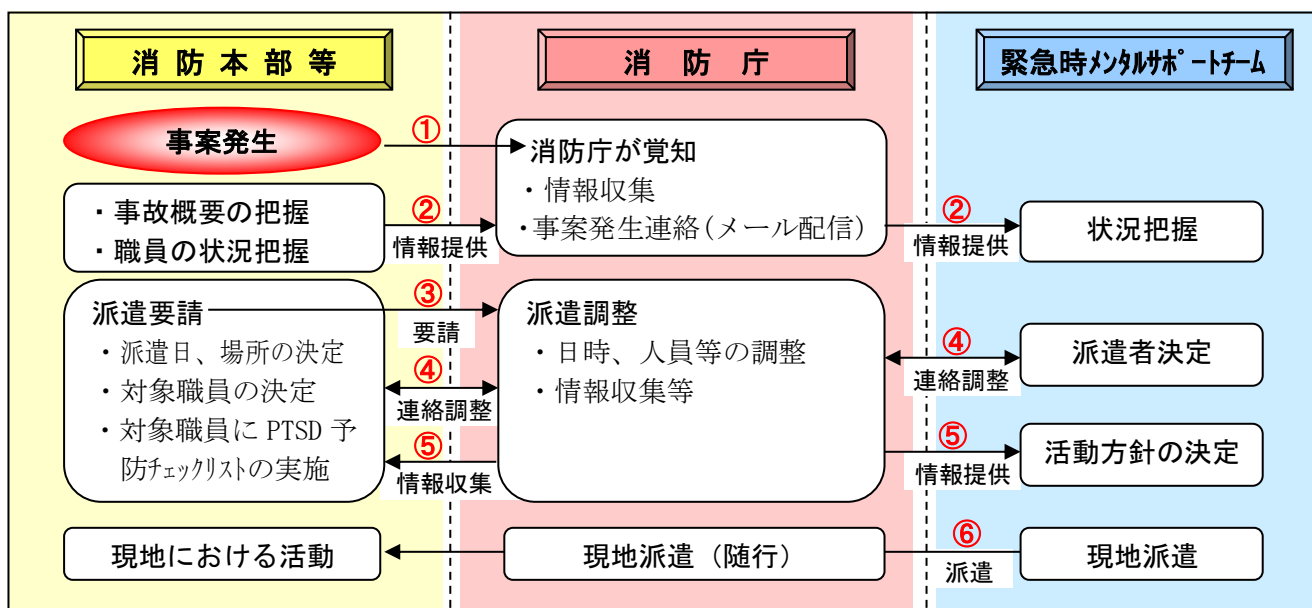
サポートチームは精神科医や大学教授、臨床心理士等の専門家により構成されています。

消防庁は、惨事ストレスが危惧される大規模災害や特殊災害、消防職団員の殉職等が発生した際に、現地の消防本部等の要請によりサポートチームを派遣します。

現地における活動は、サポートチームにより、精神的ショックを受けた消防職団員に対するカウンセリング等を実施後、当該職団員に対する組織としての接し方や必要なケア等、今後の対応について、組織に対して必要な助言、指導等を行います。(※ 派遣に係る経費は消防庁が負担します。)

消防本部や消防団担当部局において、サポートチームの要請のほか惨事ストレスへの対応について、ご質問やご相談がある場合には、都道府県の担当又は下記の担当課室にご連絡ください。

【サポートチーム派遣までの流れ】



消防庁消防・救急課 職員第一係
 T E L : 03-5253-7522
 E-mail : shokuin@soumu.go.jp
 消防庁国民保護・防災部地域防災室 消防団係
 T E L : 03-5253-7561
 E-mail : syobodan@ml.soumu.go.jp

【派遣イメージ】

1 事案概要

- 令和×年8月22日15:00頃、A県B市で発生した建物火災において、消火活動中のC消防本部の消防職員1名が死亡したものの。
- 死亡した職員 C消防隊小隊長 消防士長 ○○ ○○ (45)
- 焼損程度 木造2階建て店舗併用住宅 延べ500㎡ (全焼)

2 派遣までの流れ

日	事前連絡等
8月23日	消防庁からC消防本部総務課長にサポートチームの制度の紹介 (又はC消防本部担当者から消防庁にサポートチームについての相談)
8月26日	C消防本部から消防庁担当者に口頭で派遣要請 (正式文書は後で可) <ul style="list-style-type: none">派遣日は9月10日場所はC消防本部対象者は52名 消防庁からの依頼事項 <ul style="list-style-type: none">派遣要請書類の作成事故概要の作成対象者名簿の作成 (死亡した職員との関係、活動内容等)対象者のPTSDチェックリスト等の実施対象者の勤務体制の考慮 (カウンセリング実施時は極力勤務から外して下さい。)
9月1日	派遣者 (3名 S、T、U先生) の決定 カウンセリングを実施する部屋の確保等を依頼 (派遣者の人数分、3部屋)
9月2日	消防庁から事故概要、PTSDチェックリスト等を派遣者に送付

3 派遣日の流れ (9月10日)

時間	活動	場所
9:00	C消防本部到着 (派遣者3名、消防庁随行者2名)	
9:10	ガイダンス・打合せ (消防本部幹部職員、派遣者、消防庁随行者) <ul style="list-style-type: none">消防庁から制度の概要、注意事項等の説明消防本部から事故概要、対象職員の現在の状況を説明カウンセリングを実施する対象者 (症状が重い者12名)、 全体講義を受講する対象者 (症状が比較的軽い者40名) に区分 (※実施方法は、状況等により調整します。)	2階小会議室
10:00	全体講義 (派遣者、消防庁随行者)	講堂
11:00	カウンセリング開始 <ul style="list-style-type: none">S先生 カウンセリング 2名実施T先生 カウンセリング 2名実施U先生 カウンセリング 2名実施	2階小会議室 2階応接室 1階会議室
13:00	昼食、これまでの実施結果のまとめ	2階小会議室
14:00	カウンセリング再開 <ul style="list-style-type: none">S先生 カウンセリング 2名実施T先生 カウンセリング 2名実施U先生 カウンセリング 2名実施	2階小会議室 2階応接室 1階会議室
16:00	実施結果のまとめ、指導及び助言内容の決定 (派遣者、消防庁随行者)	2階小会議室
16:30	消防本部に対し、組織としての今後の対応について指導、助言及び 質疑応答 (消防本部幹部職員、派遣者、消防庁随行者)	2階小会議室
17:00	終了	

緊急時メンタルサポートチーム登録名簿

令和6年1月1日現在・登録者55名

No.	氏名	所属	No.	氏名	所属
1	浅海 明子	香川カウンセリングセンター	29	辻本 哲士	岡山大学大学院 社会文化科学研究科
2	有田 正知	医療法人社団 有心会 有田病院	30	戸田 みな子	カウンセリングオフィス神戸同人社
3	稲本 絵里	日本医科大学 多摩永山病院	31	中谷 三保子	滋賀県立精神保健福祉センター
4	梅田 香子	医療法人清和会 吉南病院	32	二宮 貴至	浜松市精神保健福祉センター
5	大久保 聡子	静岡市こころの健康センター	33	丹羽 伸也	岐阜県精神保健福祉センター
6	大澤 智子	兵庫県こころのケアセンター	34	野口 正行	岡山県精神保健福祉センター
7	大城 和恵	社会医療法人孝仁会 札幌孝仁会記念病院	35	林 行雄	花クリニック
8	岡本 淳子	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究所	36	平野 直己	北海道教育大学札幌校
9	岡崎 翼	岡山県精神保健福祉センター	37	福島 正樹	めじろそらクリニック
10	奥田 良子	中央大学 学生相談室	38	福島 眞澄	リカバリーデスクofメンタルヘルス
11	影山 隆之	大分県立看護科学大学 精神看護学研究室	39	福田 理尋	岡山県精神科医療センター
12	笠置 佳央	カウンセリング あすいき	40	本多 公子	株式会社アウラ心理教育センター
13	加藤 純	ルーテル学院大学 総合人間学部臨床心理学科	41	前田 正治	公立大学法人 福島県立医科大学医学部 災害こころの医学講座
14	加藤 寛	兵庫県こころのケアセンター	42	増茂 尚志	医療法人 恵会 皆藤病院
15	金子 千鶴	医療法人高仁会 戸田病院	43	牧田 潔	愛知学院大学 心理学部心理学科
16	菊池 浩光	札幌学院大学 心理学部	44	益本 佳枝	ますもとメンタルクリニック
17	小泉 典章	長野大学 社会福祉学部	45	松井 豊	筑波大学 働く人への心理支援開発研究センター
18	小杉 真一	大澤台病院	46	松浦 正一	帝京平成大学 健康メディカル学部 心理学科
19	小西 聖子	武蔵野大学 人間科学部 人間科学科	47	松尾 詩子	浜松市精神保健福祉センター
20	笹川 真紀子	武蔵野大学 心理臨床センター	48	松田 彩芽	医療法人花咲会 かわさき記念病院
21	重村 朋子	一般社団法人 メンタルヘルス・ビューロー	49	丸岡 隆之	黒崎中央医院
22	篠原 朝美	香川大学医学部 精神神経医学講座	50	丸山 晋	公益財団法人 復光会総武病院
23	首藤 啓介	宮崎心理オフィス	51	元永 拓郎	帝京大学大学院 文学研究科臨床心理学
24	杉山 和	医療法人 仁政会 杉山病院	52	望月 睦子	こころとからだのカウンセリングセンター
25	鈴木 吏良	浦和大学 総合福祉学部	53	森田 展彰	筑波大学 医学医療系 社会精神保健学
26	関根 剛	大分県立看護科学大学 人間関係学研究室	54	矢島 潤平	別府大学 文学部
27	高橋 晶	筑波大学 医学医療系 災害・地域精神医学	55	矢花 芙美子	花クリニック
28	塚本 千秋	岡山大学大学院 社会文化科学研究科			

※50音順

緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱

平成15年5月27日 消防消第104号

改正 平成20年2月21日 消防消第 25号

改正 平成25年3月25日 消防消第 54号

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害、特殊災害等が発生した場合において、現地の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、消防庁が行う緊急時メンタルサポートチームの派遣に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急時メンタルサポートチーム)

第2条 緊急時メンタルサポートチームは、派遣対象とする災害等の事案の性格、規模等に応じて、消防庁があらかじめ登録した精神科医、臨床心理士等に要請して、編成するものとする。

2 前項の登録は、消防職団員の惨事ストレス対策に協力の意思を有する精神科医、臨床心理士等の任意の申し出に基づき、消防庁消防・救急課長（以下「消防・救急課長」という。）が行うものとする。

(登録簿の管理及び写しの送付)

第3条 消防・救急課長は、前条の規定により登録した者を記載した登録簿を作成し、これを適正に管理するものとする。

2 消防・救急課長は、全国の消防本部等に対して、必要に応じ、前項の登録簿の写しを送付することができる。

(派遣の決定)

第4条 消防・救急課長は、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害、特殊災害又は多数の死傷者を生じた災害等の発生を覚知した場合は、発災地の消防本部等に対して、緊急時メンタルサポートチームの派遣希望の要否を打診するものとする。

2 前項の打診を受けた消防本部等が、緊急時メンタルサポートチームの派遣を希望する場合においては、消防・救急課長は、緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、発災地の消防本部等から派遣の要請があり、かつ、消防・救急課長が必要があると認めるときは、消防・救急課長は、緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定することができる。

(協力要請)

第5条 消防・救急課長は、前条により緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定した場合は、必要となる派遣人数や消防本部等の所在地等を勘案し、第2条により登録された者に対して、発災地における対応について協力を要請するものとする。

(派遣先における活動)

第6条 前条の規定に基づく消防・救急課長の協力の要請を承諾した者は、派遣先として指定された消防本部等に赴き、当該消防本部等と密接な連携を図りつつ、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 惨事ストレスの緩和並びに急性ストレス障害及び外傷後ストレス障害の発生予防、軽減等を目的とするカウンセリング等
- (2) 前号のカウンセリング等の結果等に基づき、消防本部等を対象として行う配慮すべき事項の助言及び情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防・救急課長が必要と認める活動

2 緊急時メンタルサポートチームの活動は、消防職団員個人に対する診療に及ばないものとする。

3 緊急時メンタルサポートチームとして派遣された者は、第1項の活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(経費)

第7条 緊急時メンタルサポートチームの派遣に要する経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣を受けた消防本部等との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

(庶務)

第8条 緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、緊急時メンタルサポートチームの派遣に関し必要な事項は、消防・救急課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月21日消防消第25号)

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日消防消第54号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

緊急時メンタルサポートチームの派遣を受けて

◆ 現場担当者からの声（最近の派遣事例より） ◆

派遣前は表情が暗く口数も少なかったが、個別面談後には、顔色が少し明るくなり、緊急時メンタルサポートチームの迅速な派遣に対し、感謝の言葉を述べる職員が見受けられた。組織として地域の保健所や産業医等と連携し、継続的に見守っていきたい。

大規模自然災害に対応しているのは、消防職員だけでなく消防団員も同様である。実際に派遣を依頼して、大変有意義なものだと実感した。今回のような派遣があることを消防団員にも紹介し、前向きに検討するように伝えたい。

惨事ストレスというものがよく分からなかったが、精神科医や臨床心理士の方から専門的知識や今後のサポートについて詳しく話を聞くことができ、非常に勉強になった。一定期間経過後に症状が出る人もいるとのことだったので、経過をよく観察したい。